

## 船橋市学校運営協議会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）第15条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第47条の5第1項の規定により、公立学校に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長の意向を踏まえるものとする。

### (委員の任命)

第3条 規則第4条第2項の規定による委員の任命において、対象学校の校長は学校運営協議会委員承諾書（第1号様式）及び学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、委嘱、任命した委員に対し、委嘱状、任命書を交付する。

### (基本方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行うことができる。

### (意見の取扱い)

第5条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領に反しない限度において取り扱うものとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、公立学校職員人事異動方針、公立小中学校職員人事異動実施細目、公立高等学校職員人事異動実施細目に反しない限度において取り扱うものとする。

(報告)

第6条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書(第3号様式)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は会議内容を記録し、その内容を規則第10条の規定により情報提供を行う場合には、学校だより、学校ホームページ、対象学校における自治会への回覧等を活用するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

別表(第2条第1項)

- (1) 船橋小学校
- (2) 湊町小学校
- (3) 南本町小学校
- (4) 宮本小学校
- (5) 若松小学校
- (6) 峰台小学校
- (7) 市場小学校
- (8) 海神小学校
- (9) 西海神小学校
- (10) 海神南小学校
- (11) 葛飾小学校
- (12) 小栗原小学校
- (13) 八栄小学校
- (14) 夏見台小学校
- (15) 高根小学校
- (16) 高根東小学校
- (17) 金杉小学校
- (18) 三咲小学校
- (19) 二和小学校

- (20) 八木が谷小学校
- (21) 八木が谷北小学校
- (22) 咲が丘小学校
- (23) 金杉台小学校
- (24) 法典小学校
- (25) 丸山小学校
- (26) 法典東小学校
- (27) 法典西小学校
- (28) 塚田小学校
- (29) 行田東小学校
- (30) 行田西小学校
- (31) 前原小学校
- (32) 中野木小学校
- (33) 二宮小学校
- (34) 飯山満学校
- (35) 飯山満南小学校
- (36) 芝山東小学校
- (37) 芝山西学校
- (38) 七林小学校
- (39) 薬円台小学校
- (40) 薬円台南小学校
- (41) 田喜野井小学校
- (42) 三山小学校
- (43) 三山東小学校
- (44) 高根台第二小学校
- (45) 高根台第三小学校
- (46) 高郷小学校
- (47) 習志野台第一小学校
- (48) 習志野台第二小学校
- (49) 古和釜小学校
- (50) 坪井小学校
- (51) 大穴小学校
- (52) 大穴北小学校
- (53) 豊富小学校
- (54) 小室小学校
- (55) 塚田南小学校
- (56) 船橋中学校
- (57) 湊中学校

- (58) 宮本中学校
- (59) 若松中学校
- (60) 海神中学校
- (61) 葛飾中学校
- (62) 行田中学校
- (63) 法田中学校
- (64) 旭中学校
- (65) 御滝中学校
- (66) 高根中学校
- (67) 八木が谷中学校
- (68) 前原中学校
- (69) 二宮中学校
- (70) 飯山満中学校
- (71) 芝山中学校
- (72) 七林中学校
- (73) 三田中学校
- (74) 三山中学校
- (75) 高根台中学校
- (76) 習志野台中学校
- (77) 古和釜中学校
- (78) 坪井中学校
- (79) 大穴中学校
- (80) 豊富中学校
- (81) 小室中学校
- (82) 船橋特別支援学校
- (83) 船橋高等学校

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。